

鳥取県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線（変更前 停車場卯垣線）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

鳥取市東品治、永楽温泉町、吉方、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目及び卯垣四丁目

追加する部分

鳥取市卯垣、卯垣五丁目及び滝山